

自動車の 公亮広報

(平成31年度 第1回 平成31年5月9日)



和歌山県紀南県税事務所

目 次

1. 公 売 の 概 要	1
2. 公売財産の一覧	5
3. 公売の一連の手順	6
4. 公売参加の手引	8
5. 記 載 例	12
(1) 本人が入札する場合 ア 「入 札 書」	13
(2) 代理人が入札する場合 ア 「入 札 書」	14
(3) 「委 任 状」	15
6. 公売財産の明細	16

公 売 の 概 要

1. 公売期日及び会場

公 売 期 日 及 び 会 場	公 売 財 産 の 売却区分番号
平成31年5月9日（木） 串本町役場 古座分庁舎 （和歌山県東牟婁郡串本町西向 359 番地）	紀南-1 紀南-2

2. 公 売 財 産

「公売財産の一覧」(P.5)及び「公売財産の明細」(P.16～)をご覧ください。

なお、今回の公売は、以下の機関が実施します。

紀南県税事務所（売却区分番号 紀南-1、紀南-2）

3. 公 売 方 法

入 札

4 受 付 時 間

平成31年5月9日（木）午後2時00分～

※ 午後2時10分頃から担当職員が公売手続の説明を行いますので、それまでに公売会場に入場し、説明を聞いたうえで入札してください。

5. 入 札 時 間

平成31年5月9日（木）午後2時40分～午後3時00分まで

6. 公売保証金納付期限

平成31年5月9日（木）午後2時30分～午後2時50分まで

7. 開 札 時 刻

平成31年5月9日（木）午後 3時00分

8. 売却決定日時及び場所並びに買受代金納付期限

公売財産の 売却区分番号	売却決定日時及び場所	買受代金の納付期限
紀南一1	平成31年5月16日(木) 午前10時30分 紀南県税事務所 納税課	平成31年5月16日(木) 午後1時30分
紀南一2	平成31年5月9日(木) 午後3時50分 串本町役場 古座分庁舎	平成31年5月9日(木) 午後5時00分

9. 公売当日の携行品等

○ 公売保証金 . . . 公売財産ごとに所定の金額を、現金又は小切手（和歌山手形交換所加盟金融機関を支払人とする銀行振出に係るものに限る。ただし、振出日から起算して5日を経過していないもの。）をご用意ください。

なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、必ず公売財産(売却区分番号)ごとに小切手をご用意ください。（複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない場合があります。）

○ 印 鑑 . . . 入札者が個人の場合は個人の印鑑。入札者が法人の場合で代表権を有する者が入札行為をする場合は代表者印。代理人が入札する場合は代理人の印鑑。

○ 本人確認証等 . . . 入札にお越しになる方（代理人の場合は代理人）の運転免許証等の顔写真付き証明書。法人の場合は商業登記簿謄本もあわせてお持ちください。確認のために証明書等を提示又は提出いただくことがあります。

○ 委任状 . . . 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状をあらかじめ作成し、公売当日にご用意ください。法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも必

要です。(入札をされる公売財産ごとに必要です。)

○買受予定代金・・・売却区分 紀南一2のみ必要です。(※現金のみ)

一時抹消登録済自動車のため動産扱いになり、公売日
当日の午後5時までには買受代金の納付が必要です。

買受予定代金 = 入札予定価格 - 20,000円
(公売保証金)

10. 注 意 事 項

※ 公売財産の「写真」は和歌山県職員が撮影したもので画像と実物は色合い等
が異なる場合があります。下見会で実物を確認されたうえで入札に参加される
ことをお勧めします。

(下見会について)

下見会は、公売当日の平成31年5月9日(木)午前10時から行います。

当日公売会場から当事務所職員がご案内しますので前日までに紀南県税事務
所まで連絡ください。また、下見会以外の日程で車両状況をご覧になりたい場
合も、紀南県税事務所までお問い合わせください。

※ 公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者及び執行機関(紀南県税事務所)
に担保責任は生じません。

※ 「公売公告」および「公売広報」に掲載されている公売財産について公売を中
止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をお問い合わせください。

※ 公売財産に係る滞納租税の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたと
き、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事実があるときは、売却
決定を取消します。

※ 午後2時10分までには公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入
札してください。

※ 公売参加資格・入札方法については、「公売参加の手引」(P.8~P.11)及び
「記載例」(P.12~P.15)をご覧ください。

※ 公売財産の引き渡しは、原則、買受代金納付日に行います。当日引き取りに
来ることができない場合は、買受人が負う危険負担を車両の保管者に請求しな
い旨の書面を提出のうえ、平成31年5月30日(木)までに引き取りにきて
いただきます。

※ 公売財産（紀南－１）の登録手続きは、紀南県税事務所が所有権移転登録と同時に一時抹消登録を行い登録識別情報等通知書を買受人に引渡します。なお、移転登録、一時抹消登録に必要な費用はすべて買受人の負担となります。

公売財産（紀南－２）は一時抹消登録済みです。売却決定通知書を交付する際に、併せて登録識別情報等通知書を買受人に引き渡します。

その他、公売手続・公売財産等詳細については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

11. 「お問い合わせ先」

公売への参加方法 ・手続きについて		和歌山県総務部総務管理局税務課「公売担当」 電話 073-441-2183（直通）
公売財産の 詳細、落札 後の手続き について	紀南－１ 紀南－２	紀南県税事務所 納税課 「公売担当」 電話 0739-26-7908（直通）

公 売 財 産 の 一 覧

売却 区分 番号	(上段) 見積価額 (円)	公 売 財 産		掲 載 ハ ー ジ
	(下段) 公売保証金 (円)	種 類	名 称、その他	
紀南一1	75,000	普 通 貨 物 自 動 車	名称 ベッショ セミトレーラ 年式 平成9年式 型式 SB-58M	17
	10,000			
紀南一2	120,000	普 通 貨 物 自 動 車	名称 ニッサンディーゼル トラクタ 年式 平成6年式 型式 W-CW620GNT ※一時抹消登録済み	22
	20,000			

公売の一連の手順

「公売参加の手引」も必ずご覧ください。

1 受付（14：00～）

- ① 公売参加者受付簿に氏名（名称）を記入します。
- ② 受付番号票、公売保証金明細書及び入札用封筒を受け取ります。
- ③ 次の手続きまでに公売保証金明細書の必要箇所をご記入ください。
- ④ 14：10頃から、担当職員が説明を行います。

2 公売保証金の受付（14：30～14：50）

- ① 受付番号票、公売保証金明細書、売却区分番号ごとの公売保証金及び印鑑を持って公売保証金納付場所（別室）にお入りください（当日ご案内します）。
- ② 代理入札の場合は「委任状」をご用意ください。
- ③ 公売保証金の納付後「公売保証金領収書」（公売保証金の返還時に必要）及び「入札書」をお受け取りいただきます。

3 入札（14：40～15：00）

- ① 「6. 公売財産の明細」（P.16～）を参考にして売却区分番号ごとの物件を確認したうえで、記載誤りのないよう「入札書」に日付、住所は住民登録地、法人の場合は本店所在地を記載し、氏名は戸籍名、法人の場合は商号を記載します。
- ② 入札価額はアラビア数字ではっきりと記載し、頭に¥マークを付けます。
- ③ 「入札書」を入札用封筒に入れ、のり付けをして印鑑を押印します。複数の財産の入札をされる場合でも、一つの封筒に入れてください。
- ④ その他、入札書に記載されている注意事項をお読みください。
- ⑤ 入札は終了時刻をもって直ちに締め切りますので、時間内に入札願います。

4 開札（15：00～）

- ① 係員が開札し、最高価買受申込者と次順位買受申込者（公売財産紀南-1のみ、以下同じ）の該当の有無を確認します。
- ② 入札参加者の皆さんの中から立会人をお願いします。
- ③ 最高価買受申込者と次順位買受申込者を発表します。

5 公売保証金の返還

- ① 最高価申込者と次順位買受申込者以外の方に納付していただいていた公売保証金を返還しますので、受付番号票と公売保証金納付の際にお渡しした領収書及び印鑑をご用意ください。
- ② 領収書の下段の「公売保証金還付領収書」に氏名を記入し、押印をして係員の指示があるまでお待ちいただきます。

6 最高価買受申込者と次順位買受申込者

今後の売却手続きについて、係員から説明がありますので、そのまま会場内でお待ちいただきます。

公 売 参 加 の 手 引

①公売参加資格	<p>1. 原則として、公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を納付すれば、どなたでも公売に参加できます。</p> <p>ただし、知事、県税事務所長から公売会場への入場、入札等を制限されている者及び滞納者等は、公売に参加できません（国税徴収法第92条、第108条該当者）。</p> <p>2. 代理人が入札する場合は、本人の委任状が必要です。</p>
②公売保証金	<p>1. 公売保証金を必要とする公売財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。</p> <p>なお、公売保証金の金額については、「公売財産の一覧」及び公売財産の明細「公売保証金」の欄をご覧ください。</p> <p>2. 公売保証金は、現金又は小切手（和歌山手形交換所加盟金融機関を支払人とする銀行振出に係るものに限る。ただし、振出日から起算して5日を経過していないもの。）で、公売当日に会場で納付してください。</p> <p>なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、公売財産(売却区分番号)ごとに小切手をご用意ください。（複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない場合があります。）</p>
③入札	<p>1. 公売財産は、売却区分番号で区分されています。入札書は所定の用紙で売却区分番号ごとに作成し、入札用封筒に入れてのり付け後、入札者の方の印章で押印（封緘）してください。また、複数の公売財産について入札をされる場合も、一つの入札用封筒にまとめて入れてください。</p> <p>なお、同一人が同一区分の公売財産について重複して入札書を提出した場合は、その入札書は、いずれも無効となりますので注意してください。</p> <p>2. 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名（法人の場合は、法人登記簿上の商号）を記載してください。</p> <p>3. 入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい入札書を係員に請求し、新たに作成してください。</p> <p>4. 入札書は入札時間内に入札箱に投入してください。また、いったん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることができません。入札箱に入れる前にもう一度、記載事項に誤りがないか確かめてください。</p>

④開札	入札書は、入札者の前で開札します。
⑤最高価申込者の決定	<p>1. 原則として、売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。</p> <p>2. 最高価額による入札者が2人以上ある場合（同額の場合）には、これらの方の間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。また、追加入札による最高価額も同額であるときには、くじで最高価申込者を決定します。</p> <p>なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札したときは、当初の価額で入札があったものとみなします。</p> <p>また、くじをひかない者があるときは、公売事務に関係のない職員に代わってくじを引かせます。</p> <p>さらに、これらの者は国税徴収法第108条により公売場所への入場、入札等を制限することがありますので注意してください。</p>
⑥次順位買受申込者の決定	<p>1. 公売財産（紀南－1）は、次順位買受申込者の制度（国税徴収法第104条の2参照）を利用することができます。</p> <p>2. 最高価申込者に次ぐ入札価額（見積価額以上で、かつ、最高の入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限り。）で入札した者から次順位による買受の申込みがあった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。</p> <p>なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじで次順位買受申込者を決定します。</p> <p>3. 次順位買受申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受の申込みを取り消した場合（「⑧買受申込みの取消」の項参照）又は、最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等（「⑩売却決定の取消等」の項参照）に限り、公売財産を買い取ることができます。</p>
⑦再度入札	入札者がいないとき、又は、入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。
⑧買受申込みの取消	公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合（地方税法第19条の7等参照）には、最高価申込者及び次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は、公売財産の買受申込みを取り消すことができます。

<p>⑨売却決定</p>	<p>公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。</p> <p>なお、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合等（「⑥次順位買受申込者の決定」の項3参照）における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。</p>
<p>⑩売却決定の取消等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為があった場合等（国税徴収法108条参照）には、この者に対する最高価申込者等の決定を取り消します。 2. 売却決定を受けた者が買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。 3. 売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る滞納租税の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します。
<p>⑪公売保証金の返還、県への帰属等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後返還します。 <p>なお、公売保証金の金額が5万円以上で、返還を受ける者が営業者（営利法人又は営業者である個人）である場合には、公売保証金の返還に係る領収書に収入印紙（200円）を貼付する必要がありますので注意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定することのないことが確定した後）に返還します。 3. 最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 4. 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る滞納租税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。 <p>また、国税徴収法108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、県に帰属します。</p>

<p>⑫権利移転の時期等</p>	<p>1. 原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。</p> <p>2. 公売財産に係る危険負担は、上記1の時点をもって買受人に移転します。 従って、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失による損害は買受人が負担することになります。</p> <p>3. 公売財産（紀南－1）の権利移転に伴う自動車登録印紙代等その他の費用は、買受人の負担となります。買受人は買受代金納付の際、上記の費用を提出してください。</p>
<p>⑬権利移転手続</p>	<p>1. 公売財産（紀南－1）の登録手続は、公売実施機関が行います。買受人は、買受代金納付の際に、所有権移転登録請求書に次の書類を添えて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票又は法人登記簿謄本若しくは資格証明書 (2) 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内） (3) 移転登録申請書（OCRシート第1号） (4) 一時抹消登録申請書（OCRシート第3号様式の2） (5) 500円+350円の自動車検査登録印紙を貼付した手数料納付書 (6) 委任状 <p>※買受代金納付の際に、上記書類を提出できない場合は、平成31年5月20日（月）までにご持参またはご郵送ください。（郵送の場合はできるだけ簡易書留等をご利用ください。）</p> <p>2. 公売財産（紀南－2）は、一時抹消登録済みの為、使用される場合は、買受人が自ら新規検査及び新規登録等の手続を行う必要があります。</p>

記 載 例

- (注) ○ 記載に当たっては、「注意事項」をよく読み、誤りや訂正のないように記載してください。
- 記載事項は、文中 _____ 線部分の各項目を記入してください。

(1)本人が入札する場合
ア「入札書」

住民票の住所、本人の氏名（法人の場合は登記簿上の本店所在地、商号）を記載してください。氏名等にはフリガナを付けてください。

入 札 書		
和歌山県紀南県税事務所長 様	平成〇〇年××月△△日	
入 札 者	住 所	和歌山市〇〇通1丁目△△番××号
	氏 名 (名称)	ワカ ヤマ ケンタロウ 若 山 健太郎
代 理 人	住 所 及 び 氏名又は名称	

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に¥マークを付ける。

公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。

売却区分番号	入 札 価 額							
〇〇—〇	¥	3	4	0	0	0	0	円
公 売 財 産 の 名 称 等								
種類：普通貨物自動車		名称：●●●●●						
年式：平成▲年式		型式：×××—▲▲▲						

(注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙としてください。
 2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
 3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
 4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権を証する書面を提出してください。
 5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。
 6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
 7. 架空の名義又は他人の名義を使用しないでください。
 8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。
 また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
 9. 公売財産の売却決定は最高価申込者の入札価額をもって行います。

入札書には、予め売却区分番号、公売財産の名称等を記載しています。

(2) 代理人が入札する場合
ア「入札書」

住民票の住所、本人及び代理人の氏名（法人の場合は登記簿上の本店所在地、商号）を記載してください。
氏名等にはフリガナを付けてください。

入 札 書		平成〇〇年××月△△日
和歌山県紀南県税事務所長 様		
入 札 者	住 所	和歌山市〇〇通1丁目△△番××号
	氏名(名称)	ワカ ヤマ ケンタロウ 若 山 健太郎
代 理 人	住 所 及 び 氏名又は名称	和歌山市〇〇通5丁目××番△△号 イワ デ マチ コ子 岩 出 町 子

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に¥マークを付ける。

公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。

売却区分番号	入 札 価 額							
〇〇—〇	¥	3	4	0	0	0	0	円
公 売 財 産 の 名 称 等								
種類：普通貨物自動車		名称：●●●●●						
年式：平成▲年式		型式：×××—▲▲▲						

(注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙に提出してください。
2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証明する書面を提出してください。
5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。
6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
7. 架空の名義又は他人の名義を使用しないでください。
8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
9. 公売財産の売却決定は最高価申込者の入札価額をもって行います。

入札書には、予め売却区分番号、公売財産の名称等を記載しています。

(3) 「委任状」

(受任者住所)

(受任者氏名)

私は、和歌山市〇〇通5丁目××番△△号 岩出 町子 を代理人と定め、下記
の権限を委任します。

記

1 次の公売財産の入札手続に関する権限

* 公売期日 平成〇〇年××月△△日

* 和歌山県 紀南 市・町 地方税回収機構
県税事務所
売却区分番号 第 紀南 - 〇 号

1ページの「2.公売財産」の欄で実施機関をご確認ください。

* 公売財産

(種類) 普通貨物自動車
(名称) ●●●●
(年式) 平成▲年式
(型式) ×××—▲▲▲

2 上記1に付帯する一切の権限

平成〇〇年〇△月△×日

委任者住所(所在) 和歌山市〇〇通1丁目△△番××号

住民票の住所、氏名（法人の場合は登記簿上の本店所在地、商号）を記入して下さい。
法人の場合は、社印及び代表者印を押印して下さい。

氏名(名称) 若山 健太郎 ㊟

公売財産の明細

- (注) ○ 「車両の状況」、「現場写真」等は、公売広報作成以前のもので、現況が変動している場合があります。

(売却区分番号)	(該当ページ)
紀 南-117
紀 南-222

公売財産明細書

売却区分 番号	紀南—1	見積価額	75,000円
		公売保証金	10,000円
公売財産の表示	普通貨物自動車（セミトレーラ）		
	登録事項等証明書の記載内容		
	発行日	平成30年10月9日	
	自動車登録番号	和歌山*** * ****	車台番号 歌 [**] **** 歌
	登録年月日	平成16年3月30日	初度登録年月 平成9年4月
	車名	ベッショ	型式 SB-58M
	原動機の形式	—	自動車の種別 普通
	用途	貨物	自家用・事業用の別 自家用
	車体の形状	セミトレーラ	総排気量又は定格出力 —
	燃料の種別	—	型式指定番号 —
	類別区分番号	—	乗車定員 —
	最大積載量	15700 [50000] kg	車両重量 10300 kg
	車両総重量	26000 [60300] kg	長さ 1199 cm
	幅	249 cm	高さ 163 cm
	前前軸重	—	前後軸重 2580 kg
	後前軸重	2590 kg	後後軸重 2590 kg
	有効期間の満了する日	期限切れ（平成23年3月24日）	
	基本情報		
	ミッション	—	車体の色 灰色 ハンドル —
	走行距離	—	自動車検査証 あり 整備点検記録簿、取扱説明書 なし
リサイクル券	なし （「該当車両なし」を自動車リサイクルシステムWebサイトで確認しています）		
引渡時保管場所	和歌山県東牟婁郡串本町上田原地内（和歌山県が指定する場所）		
車両の状況	<p>車両の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイヤは、いずれもかなり消耗しています。（予備タイヤ2本も同様です） ・車体全体にかなりのさびがあります。（タイヤ軸、車体下部、前後左右、車体止め柱） ・車体の左右それぞれにあるランプは、一部損傷しているものもあります。 ・車体の下の荷物入れに多数の朽ち木があります。 ・車体下のチェーンレバー劣化しております。 ・荷台にはめ込まれている床材の木材は腐食しています。 ・補修歴は不明です。 <p>車両等の状況については、和歌山県職員が目視および聴取等により確認したもので、正確な内容を保証するものではなく、また、全ての車両状況についての確認は実施していませんので、入札される前に下見されることをお勧めします。</p>		
	<p>下見会は、公売当日の平成31年5月9日（木）午前10時から行います。当日公売会場から当事務所職員がご案内しますので前日までに紀南県税事務所まで連絡ください。また、下見会以外の日程で車両状況をご覧になりたい場合も、紀南県税事務所までお問い合わせください。</p> <p>連絡先 和歌山県紀南県税事務所納税課（電話 0739-26-7908（直通））</p>		
下見会			

引渡条件
その他

引渡条件

- ・車両は、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。
- ・車両に付属する備品、消耗品等のすべての動産は滞納者が所有権を放棄していますので、買受人の負担で引き取りもしくは廃棄処分してください。
- ・車両の引き渡しは、原則として和歌山県が指定する場所（和歌山県東牟婁郡串本町上田原地内）で行います。
自動車の引渡場所には、軽自動車等が駐車されていますが、引き取りに支障がある場合、当該軽自動車等の占有者（所有者）及び土地の関係者と協議が必要です。
- ・車両の引き渡しは、原則、買受代金納付日に行います。当日引き取りに来ることができない場合は、買受人が負う危険負担を車両の保管者に請求しない旨の書面を提出のうえ、平成31年5月30日（木）までに引き取りに来ていただきます。
- ・公売財産紀南－1，紀南－2で買受人が異なる場合は、公売財産の引取日程等は、買受人の間で調整していただきます。
- ・自動車の搬出は買受人が自己の責任で行ってください。当該自動車は車検が切れているため搬出において自走できません。なお、執行機関は車両の運送等を行いません。必要な場合は、買受人が手配してください。また、運送等にかかる費用は買受人の負担となります。
- ・登録手続きは、当事務所が所有権移転登録と一時抹消登録を行い登録識別情報等通知書を買受人に引渡します。移転登録、一時抹消登録手続きに必要な費用はすべて買受人の負担となります。

注意事項

- ・物件は県税滞納者の財産であり、和歌山県が所有する財産ではありません。
- ・和歌山県は、物件について瑕疵（かし）担保責任を負いません。
- ・物件の権利移転および危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金を全額納付したときとします。したがって、その後に発生した物件の棄損、焼失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。
- ・車両は、自動車有効期限切れのため、所有権移転登録と同時に一時抹消することとなります。使用される場合には、買受人が自ら新規検査及び新規登録等の手続きを行う必要があります。
- ・いかなる理由があっても、引き渡した物件の返品・交換はできません。

売却区分番号	紀南一1	現況写真 1	
前方		右側面荷物入	
右側面①		右側面タイヤ	
右側面(前半部)		左側面①	
右側面(後半部)		左側面②	

売却区分番号	紀南一1	現況写真 2	
後方		車体下荷物入れ	
車体下		タイヤ①	
キングピン		タイヤ②	
車体下フック		タイヤ③	

売却区分番号	紀南一1	現況写真 3
タイヤ ④		
全 景 ①		
全 景 ②	 <p data-bbox="341 1585 798 1653">※写真のとおり、公売財産の前には、牽引車、軽自動車が駐車されています。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・写真奥側のトレーラ（バン・ウイング型）及び牽引車、軽自動車は売却区分番号紀南一1の公売物件ではありません。 ・画像は和歌山県職員が撮影したもので、画像と実物は色合いが異なる場合があります。下見会で実物を確認されたうえで入札に参加することをお勧めします。 		

公売財産明細書

売却区分 番号	紀南一2	見積価額	120,000円
		公売保証金	20,000円
公売財産 の表示	普通貨物自動車（トラクタ）		
	登録識別情報等通知書の記載内容		
	発行日	平成31年2月26日	
	自動車登録番号	和歌山*** * ****	車台番号 CW620GNT-*****
	登録年月日	平成31年2月26日	初度登録年月 平成6年3月
		一時抹消登録	
	車名	ニッサンディーゼル	型式 W-CW620GNT
	原動機の形式	RF10	自動車の種別 普通
	用途	貨物	自家用・事業用の別 自家用
	車体の形状	トラクタ	総排気量又は定格出力 21.23L
	燃料の種別	軽油	型式指定番号 -
	類別区分番号	-	乗車定員 2[2]人
	最大積載量	65220 [18000] kg	車両重量 8670 kg
	車両総重量	74000 [26780] kg	長さ 637 cm
	幅	249 cm	高さ 280 cm
	前前軸重	4540 kg	前後軸重 -
	後前軸重	2170 kg	後後軸重 1960 kg
	有効期間の満了する日	平成22年10月19日	
	基本情報		
	ミッション	マニュアル	車体の色 黒色
			ハンドル 右ハンドル
	走行距離	647267 km	登録識別情報等通知書（一時抹消登録） あり
	整備点検記録簿、取扱説明書	あり	
	リサイクル券	なし	
		（「リサイクル料金預託済み」を自動車リサイクルシステムWebサイトで確認しています）	
	自動車損害賠償責任保険証明書	期限切れ	
	鍵	2個あり	
	ETC車載器（動作未確認）	あり	
	（メーカー：MITSUBISHIと記載 付属品：取扱説明書）		
引渡時保管場所	和歌山県東牟婁郡串本町上田原地内（和歌山県が指定する場所）		

<p>車両の状況</p>	<p>車両の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンジンの稼働等確認はしておりません。 ・長期屋外駐車のため車体全体にさび、傷等があります。 ・タイヤ10本は消耗が激しい。 ・フロントグリルが欠けています。 ・右コーナーパネルの一部がかけています。 ・フロントワイパー部分が錆びています。 ・左サイドガードにへこみがあります。 ・後方左右の方向指示器の取り付け部分が破損しております。 ・補修歴は不明です。 <p>車両等の状況については、和歌山県職員が目視および聴取等により確認したもので、正確な内容を保証するものではなく、また、全ての車両状況についての確認は実施していませんので、入札される前に下見されることをお勧めします。</p>
<p>下見会</p>	<p>下見会は、公売当日の平成31年5月9日（木）午前10時から行います。当日公売会場から当事務所職員がご案内しますので前日までに紀南県税事務所まで連絡ください。また、下見会以外の日程で車両状況をご覧になりたい場合も、紀南県税事務所までお問い合わせください。</p> <p>連絡先 和歌山県紀南県税事務所納税課（電話0739-26-7908（直通））</p>
<p>引渡条件 その他</p>	<p>引渡条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両は、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。 ・車両に付属する備品、消耗品等のすべての動産は滞納者が所有権を放棄していますので、買受人の負担で引き取りもしくは廃棄処分してください。 ・車両の引き渡しは、原則として和歌山県が指定する場所（和歌山県東牟婁郡串本町上田原地内）で行います。 自動車の引渡場所には、軽自動車等が駐車されていますが、引き取りに支障がある場合、当該軽自動車等の占有者（所有者）及び土地の関係者と協議が必要です。 ・車両の引き渡しは、原則、買受代金納付日に行います。当日引き取りに来ることができない場合は、買受人が負う危険負担を車両の保管者に請求しない旨の書面を提出のうえ、平成31年5月30日（木）までに引き取りに来ていただきます。 ・公売財産紀南-1、紀南-2で買受人が異なる場合は、公売財産の引取日程等は、買受人の間で調整していただきます。 ・自動車の搬出は買受人が自己の責任で行ってください。当該自動車は一時抹消登録済みであるため、搬出において自走できません。なお、執行機関は車両の運送等を行いません。必要な場合は、買受人が手配してください。また、運送等にかかる費用は買受人の負担となります。 ・当該車両は一時抹消登録済みであり、売却決定通知書を交付する際に、併せて登録識別情報等通知書を買受人に引渡します。 <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物件は県税滞納者の財産であり、和歌山県が所有する財産ではありません。 ・和歌山県は、物件について瑕疵（かし）担保責任を負いません。 ・物件の権利移転および危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金を全額納付したときとします。したがって、その後に発生した物件の棄損、焼失などによる損害の負担は、買受人が負うことになります。 ・車両は、一時抹消登録済みです。使用される場合には、買受人が自ら新規検査及び新規登録等の手続きを行う必要があります。 ・部分を取り外す事で、当該自動車が自動車として使用できなくなる場合は、部品取りをする段階で「使用済自動車」と判断されることがあり、自動車リサイクル業の解体業の許可が必要となります。 ・いかなる理由があっても、引き渡した物件の返品・交換はできません。

売却区分番号	紀南一2	現況写真 1	
前方 ①		右側面 後方 (右後方タイヤ)	
前方 ②		左側面	
右側面		左前方 タイヤ部分	
右側面 前方 (右前方タイヤ)		左後方 タイヤ部分	

売却区分番号	紀南一2	現況写真 2	
後 方 ①		カ プ ラ 部 分 ①	
後 方 ②		カ プ ラ 部 分 ②	
後 方 ③		フ ロ ン ト グ リ ル 欠 落 部 分	
後 方 ④		右 コ ー ナ ー パ ネ ル 破 損 部 分	

売却区分番号	紀南一2	現況写真 3	
フロントワイパー（錆びあり）		車内（ハンドル回り）	
左サイドガード（へこみ有り）		車内（シフトレバー周り）	
左方向指示器（破損有り）		車内（後部）	
右方向指示器（破損有り）		車内（ETC車載器）	

全
景
①



全
景
②



※写真のとおり、公売財産の前と右側（道路側）には、軽自動車が駐車されています。

- トレーラ（被牽引車）2台及び軽自動車は売却区分番号紀南一2の公売物件ではありません。
- 画像は和歌山県職員が撮影したもので、画像と実物は色合いが異なる場合があります。下見会で実物を確認されたうえで入札に参加することをお勧めします。

公売会場等のご案内

公売会場	串本町役場古座分庁舎 (所在地) 東牟婁郡串本町西向359番
下見会について	午前10時までに上記、公売会場の庁舎正面駐車場に集合してください。集合場所から公売財産の保管場所まで和歌山県職員が先導してご案内します。(所要時間は、車で約15分です)



